

平成 29 年第 1 回羅臼町議会定例会（第 3 号）

平成 29 年 3 月 16 日（木曜日）午前 10 時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
(議案第 6 号から議案第 11 号及び議案第 23 号 7 件一括)
- 日程第 2 議案第 12 号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第 13 号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第 14 号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 15 号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 16 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 17 号 羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 8 議案第 18 号 羅臼町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 19 号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 20 号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 21 号 羅臼町産業振興基本条例制定について
- 日程第 12 議案第 22 号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 13 議案第 25 号 公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見について
- 日程第 14 発議第 1 号 日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書
- 日程第 15 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第 1 議案第 26 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	大沼良司君
学務課長補佐	福田一輝君	公民館長	石田順一君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	次長	上部健太君
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託をいたしました、3月10日の一括上程に係る議案第6号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第23号公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてまでの7件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第6号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第11号平成29年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第23号公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてまでの7件の審査結果について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3月10日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成29年度一般会計予算外6件について、3月11日及び14日、15日の3日間にわたって、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、平成29年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり可決、決定いたしました。

ただし、国保診療所事業特別会計予算につきましては、町の負担金が増加することになっておりますことから、今後におきましては、複数の医師体制維持等、診療所の充実を図られるよう申し添えます。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

この委員会は議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第6号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第23号公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてまでの7件について、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号から議案第23号までの7件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第6号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第23号公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第2 議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 44ページでございます。議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について、また、議案第13号から議案第22号まで、さらに、議案第25号公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見については、担当課長より説明をさせますので、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の44ページをお願いいたします。

議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

45ページをお願いします。

羅臼町課設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町課設置条例の一部を次のように改正する。

改正理由であります。今回の改正は、まちづくり課と産業課を統合し、まちづくり課にするものであります。将来にわたり持続可能な羅臼町を創造するためには、新たな試みにも積極的に取り組む必要があることから、4月1日付でまちづくり課と産業課を統合し、より効率的、効果的に産業振興に取り組む体制を構築するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文であります。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第2条第2号に次のように加える。

カの水産振興に関することからタの施設管理に関することまでの産業課の分掌する事務を、まちづくり課の分掌する事務に追加をするものであります。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附則として、施行期日です。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

なお、参考資料の2ページの資料2で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

1番加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、議案第12号にかかわりまして1点質問をさせていただきたいと思っております。

この条例につきましては、まちづくり課に、今まであります産業課を統合して大きな課をつくっていくという形だというふうに考えてございますけれども、実は28年度の町長の執行方針を読ませていただきました。この中で、まちづくりをつくった経過、思い、それと、産業課に名称を変更した思いというのが、それぞれ書かれてございました。一番大事なのは、まちづくりの基本姿勢というところで、今まで水産商工観光課を産業課に変えて、この中で漁業を中心とした各産業の振興を図るというふうに、この産業課の使命を書かれてございますし、まちづくり課は今までまちづくり推進本部というのを持っていて、それを発展的に解消して、羅臼町の地域振興と活性化を図るためにまちづくり課を新設すると。私は、この意味としては、非常に理にかなっていることだと、水産もあるまちづくりも進めていくと。これを、今なぜ統合することにしたのか、何か1年がたって不都合が出てきたのか、その点についてお聞かせをください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの質問でございます。28年度の執行方針では、確かにそのように述べさせていただいております。産業振興を図るという意味で、水産商工観光課を一つの課として、産業の位置づけとして産業課を設置をさせていただきました。また、それに伴って、まちづくり、住民参加の視点からまちづくり課というものを設置をさせていただきました。それで1年間、その中で行ってまいりましたけれども、決して不都合があったとかそういうことではないのですけれども、さらに効率よくやっていくためには、この両方が一体となって進んでいくべきことが非常に项目的に多くなったということでございます。漁業だからといって漁業だけで完結できるものではないと、また、農業だから農業だけではない、また、市民のまちづくり活動が産業に与える影響であったり効果であったりというものも含めて、非常に密接な関係があるということで、これを一つの課

として、より一層活動しやすく、動きやすくしていくべきだろうという判断のもと、今回は一つの課として、また、それに伴う職員の能力をいかに広く発揮できるかというようなところも踏まえて、今回一つに、まちづくり課という課に統合したいという思いでございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） まちづくり課ということの中に、地域振興というふうにして述べてございますけれども、まちづくりというのは、これは全て、町長部局であれば、保健衛生であろうと商工課だろうと、全てまちづくりに関係している部署だというふうに思っているのです。今二つに分かれたというのは、その中の産業課、これは大事だよということとで名称を変えていったのだろうというような気がして、その辺はすごくいいなど、羅臼は漁業のまちだよ、漁業振興のために産業課をつくったのだと、これはもうすごく結構なことだと私自身は思っているのですが、今なぜこれを一つにしなければならないのかという議論なのですが、今まちづくり課の分掌事項、事務分掌と言うのですが、これをちょっと見させていただきました。そうしたら、まちづくり係と産業活性化係、2係ありますよと。七つの事務をとり行うと書いてあります。もう一つは、産業課の分掌事務なのですが、ここには二つの係があります。水産農林係と商工観光係、2係。これが物すごいこまいのです。今ここで11事務しか書いておりませんが、細かくすると58の事務を担当すると、この産業課はですね、述べているのです。そうしますと、ここを一つの課にしますと、二つ一緒にして、どういうふうにするかというのはこれからの問題でしょうけれども、4係で65もの事務を担当しなければならない。これは、今、一つの課で60以上の事務を持っているところがあるのかどうかというので考えたら、非常に多いのではないかと、町長部局の中で。大課にしていくというのだったら別ですよ、大課にすれば、ここだけでなく、いろいろなところだって大課にしなければならないところがたくさん出てくるのです。事務量から見ても、一つの課でこれだけの事務をするというのは、僕は、職員側に立つとすれば、非常に大変だろうなというような気がしております。

町長は、私、これ、2年目の町長の執行方針ですから、1年間をやってみてそういう考えに基づいてまちづくりと産業課をつくったのだろうと、今までやってきた中で、1年間見た中でそうやってきたのだろうと、それでそこにたどり着いたのだと。なぜその後、もう1年も2年も様子を見ないで、こういうような大きな事務量にしたのか。

まちづくり推進本部というのがあったのですよね、町長の1年過ぎてから。このまちづくり推進本部という本部自体が横の連携を多分したのだろうと、各課と各課で。ところが、それはどうしても専属に課が設置しなければならないということで、まちづくり課としたと私は考えております。横の連携は、それはこの推進本部でも十分とれたのだろうと。そうしなければならないというふうに私は思っておりますので、そうではなくて、一つの専門的な仕事、その課でやってもらおうということで、まちづくり課と産業課を新しく名称を変えたりつくったりしたというような気がしてならないわけでありまして。

今、課の設置条例といますか、できました。私は、このほかに統合すべきところがあるのではないのかと思うわけでありまして、その辺については非常に疑問を感じているところでございます。この辺について、再考すべきかなど。再度考えて、課の設置をもう一度原点に戻って、町長の考えている原点に戻って進めていくということが必要だというふうに感じておりまして、その辺、再考すべきと考えておりますけれども、その考えはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問であります。産業課をつくった経緯とまちづくり課をつくった経緯ということもお話をいただきましたけれども、1年間でまた変えるのかというような御質問であろうかと思っておりますけれども、1年をやって、さらにという意味で先ほどお答えさせていただいたつもりでございます。この産業振興を図るのと地域振興、今の羅臼町の現状を見ていきますと、これは一体になって進めていかなければいけないというふうに私は考えております。さまざまなことで、御提案を最近はさせていただいております。ブランドの開発であったり、また、ふるさと納税によって、この地域に少なくとも何億かの商品が動くという状態をつくってまいりました。そういったことも、これは商工のかかわりであったり漁協のかかわりであったりということが非常に密接にあるわけです。ですから、そういったところのパイプ役である産業課と実働部隊として動かなければいけないまちづくり課が一体となって進むべきだろうというふうに考えております。

また、先ほど詳しく御説明をいただきました産業課の役割でありますけれども、非常に多かったというのは事実でございます。これを統合することによって、その役割分担を分けていくといたしますか、広く対応できるような形にしていくという意味では、さらに効率よくなるのではないかというふうに思っております。決して、一緒にしたから、ほかに人を回して少なくするというようなことも実は考えておりませんので、できる限り、ここは重要な役割を担うところだと。仕事量も確かに多いとは思いますが、その中では、これを一緒にすることによってさらに効率よくなるという前提で考えております。

議員御指摘の、このほかに統合すべきところがあるのではないかというところについては、どこか、私には今のところ検討がつかないというところもありますので、そのことにお答えできませんけれども、私自身は、このまちづくり課というものを統合して、さらに効率よくするということに対して、再考するというような考えは今のところ持ってはおりません。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 再考すべきというところ、先ほど、課の統合の話をちょっとさせてもらったのですが、実は企画振興課、その中に、事務分掌の中に、これは書いていないと思うのですが、町の重要施策の推進に関することと、重要な施策、これは

まちづくりに係る何ごとでもないというふうに考えています。私は、このまちづくり課を産業課と統合させるのではなくて、まちづくり課を企画と統合させてどうなのですかと私は言いたいのです。そのことによって、より充実したまちづくりの姿が見えてくるのだらうと、私はそう思うのです。やっぱり羅臼のまちは漁業のまちですよ、どうあっても。産業を振興していかなければならないと、私は一般質問でも常にそのことを言っております。産業を振興していくということは、なぜかという、やっぱりこのまちは水産なのです。これをやっぱり広く住民に、もしくはこの課を、まちづくりに変えた、そうしたら今まであった産業課は何、産業どこ行ったの、まちづくりになりました、そういうことでは済まないのですよ。これから条例をつくるのでしょ、これ、産業振興条例というやつを、まだ、これ出てきてませんからあれですけども。そうなったときに、町民がどう思うか。そのことを私は言っているのでありまして、私は、そのことで再考すべきというふうに御提案させていただいたわけでございます。

以上、町長の答弁は要りません。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ございませんか。

7番松原臣君。

○7番（松原 臣君） 今、加藤議員のほうからいろいろ質問いただいて、町長の答弁いただきましたけれども、どうも町長が統合してこういうまちづくりをしていくのだという思いは、こういうことで、そういう形にしてやっていきたいのだと。でも、どういうふうになっていくのかなと。例えば、企画と、それからまちづくり課を新しく設定するときに、私、この自席でも聞いたと思うのですけれども、それであれば、企画課をなくしてまちづくり課一つでやって、そしてどうですかというようなお話をした記憶があるのです。それで、町長の答えは、企画するほうと実働部隊でやっていくのだと。その後また産業課という、いろいろな名称がついていたということで、わかりやすくもなったし、これでしっかり、まちの基盤産業である漁業をしっかりやっていくのだというようなこと。そしてまた、職員が、大きく統合することによって、いろいろなことをしなければならないと、事業量もふえるのだらうと、今回かなり大きくなるから。その中で、やはり専門的な知識ある人が部署にそれぞれ配置されたりなんかすることで活性化はしていくのだらうと思うのですけれども、これだけ大きくなってしまうと、私は本当にそういう部分で行政運営がうまくいくのかという心配もしております。

それで、このまちづくり課をこれだけ大きくして、ぼんやりしたものにしか私はちょっと見えないのですよね、はっきりした、何々課というのは何の仕事をするのだということが、やはり名称というのはそういうものが大事な部分ありますから、だから、そういう部分がなくなって、地場産業である漁業にかかわるものは今までいろいろな課といろいろな結びつき、農業、商工、結びついて、いろいろな課で大きくなってきましたよ。それだけでも大変だらうなというふうな思いはございました。その中で、これをまた、まちづくり課と産業課を一緒にすることによって何が見えてくるのかよくわからないのです、私。課

をそれだけ大きくして。

そこで、町長にもう一度伺いますけれども、加藤議員と同じような質問になろうかと思えますけれども、もう一度、再度、町長の考え方と意見を聞かせていただけたらと思いません。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でございます。確かに、ここではっきりさせておきたいのは、企画振興課というのは、私の捉えていることと言いますと、立案をしていって、計画を立てていくというような部署であろうというふうに思っております。例えば羅臼町の総合計画を一手に引き受けて、まとめ上げていくのは企画課の仕事でありまして、それを一つ一つ実行していく課というのがそれぞれの課になっていくわけでありまして。そういった中では、企画振興課の役割というのは非常に大きなものがあります。その中で、昨年度、水産商工観光課というのを産業課という形で名義を変更させていただいたということでもあります。さらに、その間に、まちづくり課という実働部隊を設けたというのが昨年度までの経緯でございます。その産業課とまちづくり課を統合することによって何が生まれるのだというようなことでありますけれども、先ほど来、加藤議員のほうにもお答えをさせていただきましたけれども、産業課の占める仕事量というのは非常に多かったと私自身は思っております。そういった中で、お互いに同じようなところと同じような仕事をしているのであれば、統合して一緒になってやったほうがいいのではないかと、これは単純にそういった思いがございます。ですから、決して仕事量が偏ることない形の中で、これが一緒になることによって、より、もっとスピーディーに動いていく、それから、課というものが、では、たくさんあればいいのかというようなことで言うと、窓口がふえるということでもありますから、窓口を統一をしていく、そこに行き詰まれば、その課にいる人たちが全てそれに対応できる形をつくっていきたいというふうに思っております。ですから、例えば水産のまちだから水産課がないのはおかしいとか、例えば、そういったいろいろな産業があるのだから、産業のまちなのだから産業課という、これ、名前だけで残すというのであれば、決して、僕はまちづくり課という名前にこだわっているわけではありませんけれども、そういった、統合するということでは、このまちづくり課一つにして、今後、町民に対する対応、今、商工、それから観光、漁業、これ一体となってまちは動いているのだというふうに自分は考えております。ですから、その動く部分と、それを受けていく部分と一体となって動いていくと、その横のつながり、これは機構図を見ていただければわかると思えますけれども、去年は企画とまちづくり課と産業課の間に太い線を入れさせていただきました。今後は、企画とこのまちづくり課の間にまた一つ太い線が入るのだらうというふうに思います。そういった課を超えた中での仕事、それから、一つの課の中で完結をしながらみんなで取り組んでいく仕事というのを、今三つあったものを二つにしていくというような感覚でこれから取り組んでいきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 今の答弁なのですけれども、どうも、例えば、当初つくるに当たって、まちづくり課は町長の言うとおりに実働部隊だと言って、1年たって、どれだけ検証をしてきたのか、その実働部隊、計画のほうも含めてですね、なかなか見えて、1年しかたちませんから、何をやってきたのかなど、それでまた大きくしなければならぬ理由がそこにどうも見えてこないのですね、私の受けとめ方としては。私は、課を設置する上において、やはりきちんと検証もし反省もする上においては、たった1年かという思いがあるのです、私個人の意見ですけれども。1年しかやらないで、課ってそんなに統合したり別にしたりしていいものかと。やはりそれは、課を設置する上において条例をつくるわけですから、そんなところ変えるものではないだろうと、条例は。そういう思いもあります。そして、このごろは部署的にも、なかなか、各部署に行っても専門的なことが多くて、専門的な人がいないと、なかなかその部署にいけばいいのですけれども、わからない点も多いというのも出てきていると。これで統合、大きくして、そういうことが務まっていくなか、これが課として、行政を運営するまちづくり課中心になってそれが大きくなれば、それが大きくなって推進していくという町長の思いはわからないわけではないのですけれども、本当にそういうことできちんと、縦割りは縦割りで行政はありますから、それが全て私は悪いとは言っていないのです、縦割りは縦割りでいいところがあるのです。それと、今まで首長がよく言ってきましたのは、縦割りでなければできない仕事、だから、常に、何か私たちが質問すれば、何々課と何々課が連携を強めてという言葉をしよっちゅう聞きます。その中で、今まで行政運営はやってきたというふうに私は捉えております。この縦割りの部分が解消するのであればいいのですけれども、これは行政運営の上で、なかなかその部分は解消されないと。そうしたら、課と課の連携がやはりいろいろな部分でつながって強化していくことによって、まちづくり課、まちづくりもそうでしょうし、いろいろな事業があります、それがつながっていくのだらうと私は考えております。私の意見であれですけれども、そういうことで、何か私が意見を言ったことで違うということがあれば答弁いただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 違うことがあればということではありませんけれども、ただいまのことにお答えするとすれば、私は今、松原議員のおっしゃったことを実現すべく統合しようと思っております、縦割りの部分も含めて。それから、町民サービスの部分も含めて、それから、これから自分の行っていきたい、執行していきたい事柄も含めて、そうすることがベストだというふうに考えて今回統合するということでありまして、これが、1年、ちょっと早過ぎるのではないかと、もう1年ぐらい見たほうがいいのかという御質問でございますけれども、実際のところ、私は4年間の中で自分の仕事を全うしたいというふうに思っております。この次のことを考えながら仕事をするという思いはござ

いませんので、そういった中で、ひとつこの時期に自分の思いを実現すべく、この4年間で一定の結論、結果を出していくべく、そのためにこういうふうな形をとるのがベストだろうというふうに思っておりますし、御質問の中で、まちづくり課のつくってやってきたことの成果が見えないというお話もございました。それは非常に私としては残念だなというふうに思っております。まちづくり課は現在4人の係と1人の課長でやってきておりますけれども、この1年間でさまざまな取り組みをしたというふうに私は思っております。知床らうすブランドをつくったり、それから、今まで全く動かなかった加工業者さんを連れていろいろなところへ商談に行く、これは賛否両論あるかもしれませんが、何で役場の職員がそんなことをやるのだという声も途中にはありました。しかしながら、全く動かなかったところを動かしていくというところもございました。さらには、ふるさと納税、このことについても一定の目標を達成して成果を出したというふうに私は思っておりますし、職員は頑張ってくれたというふうに自負をしておるところであります。ですから、これがより、もっともっと効率的になるためには、今言ったブランド品については、本当は商工の仕事なのですね。例えば商工であったり漁協だったり水産だったりという仕事、それから、ふるさと納税についても同じようなことが言えると思います。これは観光にもかかわってくる、そこのラインが一つの課になってみんなで取り組んでいけるようになったほうが効率的であろうというような判断ですので、ぜひ御理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立少数です。

したがって、日程第2 議案第12号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定については、否決されました。

◎日程第3 議案第13号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第13号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第13号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

47ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

羅臼町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正理由であります。平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律及び行政手続に関する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正され、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる新産業、新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充が図られることとなりますが、昨年12月28日に施行期日を定める政令が公布され、平成29年5月30日から施行することとなりましたことから所要の改正を行うものであります。

改正条文であります。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合も含む。）」を加える。

第26条の2第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合も含む。）」を加える。

第26条の3第1項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改める。

附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

なお、参考資料の4ページに、資料3で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第13号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制

定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第4 議案第14号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の48ページをお願いします。

議案第14号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページをお願いします。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。人事院勧告に伴う本条例の一部改正につきましては、昨年12月定例会で既に可決をいただいているところでありますが、児童福祉法が改正され、養子縁組里親が定義づけされたことに伴い、養育する子の範囲を拡大するために追加した規定をさらに改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条例の御説明をいたしますので、参考資料の6ページ、資料4をお願いいたします。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

表の左側、改正後をごらんください。

第3条の改正につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りに関して、養育する子の範囲の拡大に伴うものであります。

7ページに続きますが、第7条の3の改正につきましては、改正に伴う文言の整理であります。

8ページに続きますが、第7条の4の改正につきましても、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び勤務時間の制限に関して、養育する子の範囲の拡大に伴うものであります。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、経過措置です。経過措置として、改正の日に関護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう

に措置するものです。

第3項は、養子縁組里親の規定が4月1日から施行されることに伴う経過措置を規定するものです。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第14号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第5 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例制定について**

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第15号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の51ページをお願いいたします。

議案第15号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定する。

52ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。人事院勧告に伴う関係条例の一部改正につきましては、昨年12月定例会で既に可決をいただいているところでありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のために、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにするなどの措置が講じられたことから、所要の改正と一部文言の整理を行うものであります。

それでは、改正条例の御説明をいたしますので、参考資料の9ページ、資料5をお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

表の左側、改正後をごらんください。

一部改正条例、第1条関係です。

第2条の改正につきましては、文言の整理であります。

第2条の2の改正につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものとして養育する子の範囲の拡大に伴う条文の追加であります。

第2条の3の改正につきましては、第2条2の追加に伴う条文の繰り下げであります。

10ページに続きますが、第3条の改正につきましても、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情に関して養育する子の範囲の拡大に伴う条文の追加であります。

第7条及び第8条の改正につきましては、文言の整理であります。

11ページに続きますが、第10条の改正につきましても、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情に関して養育する子の範囲の拡大に伴うものであります。

第20条の改正につきましては、部分休業の承認に関して介護のための所定労働時間短縮措置に伴うものであります。

一部改正条例、第2条関係です。

12ページに続きますが、第2条の2の改正につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものとして養育する子の範囲の拡大に伴う条文の追加であります。

附則として、施行期日です。

この条例は、附則の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第15号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の54ページをお願いいたします。

議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。今回の改正につきましては、保健推進員制度を廃止することとしたため関係条文を削除するものです。保健推進員につきましては、町民の保健思想の普及と健康保持の増進を図ることを目的に、平成3年度から実施してまいりましたが、近年、活動の停滞が見られることから、そのあり方について検討してきたところであります。今後は、その役割を個人ではなく各町内会の女性部に担っていただくため、本年3月31日をもって羅臼町保健推進員設置要綱を廃止することといたしました。それに伴い、関係条文を削除するものです。

改正条文です。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の別表中「羅臼町保健推進員」の項を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番松原臣君。

○7番（松原 臣君） 保健推進員の関係で、個人負担がいろいろな部分で負荷がかかってきて、会議等を含めて、事業を実施するに当たってもなかなか停滞してきているのだらうなどというのを、今、課長、委員会でも聞きましたので、そのことはよくわかるのですが、今後、各町内の女性部に、団体をお願いして、皆さんに、個人に負荷かからないような方法で、要望といいますか、そういう部分が中心だらうというふうなことを思って今まで、町内会長も推薦してきたのだらうというふうに思います。

そこで、女性部なのですが、連合もありますよね、そういう部分もありますので、各町内の女性部にはもちろん、事業等は、実施するに当たっては協力求めなければならぬので、啓発的なことという言い方が正しいかわからないので

すけれども、その上部団体に、ふだん、総会あったり何かあったりするとき、事業がある程度こういう推進方法で進めていきたいとかというような報告もできればして、なるべく浸透するような形で各町内会の女性部の方にも理解をいただいて進めたほうが、各団体で、自分たちの町内だけやっていると感覚にとらわれなくて、全体で予防医療に力を入れていこうじゃないかというような、雰囲気づくりという言い方が正しいかどうかわからないですけども、そういう使命があるのだよということで、ぜひそんなことも進めてもらいたいなというふうに思っていますので、その点、今後、進めるに当たって、考え方、これから検討することももちろんあるのでしょうけれども、今の現在で検討していることがあればお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） ただいまの御質問でございますが、当然だと思っております。ただ、この条例を提案させていただくまでに、いろいろな方面に御相談を申し上げます。今後につきましても、目的は羅臼町全町民に対する保健思想と、それと検診率の向上を目指しているものでありまして、御説明もいたしました。確かに、各町内会で頑張っている推進員さんもいるのですが、一方で、どうしても伸びないようなところもございます。このままではいけないなと数年前から考えておりまして、事前に、女性連、あるいは漁婦連の関係ですか、そちらのほうに御相談いたしまして、お願いをしたいと思っておりますし、今後におきましても各方面にお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 今、課長が言うとおりでろうなというふうに思っています。それで、今後、この女性部、また、月日がたつと、女性部の人も時代とともに変わっていくだろうというふうに思っていますので、そういう部分も見きわめながら、ぜひ進めてもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第17号 羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第17号羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の56ページをお願いいたします。

議案第17号羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について。

羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

57ページをお願いします。

羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例は廃止する。

制定理由であります。本条例につきましては、長期間にわたり貸付実績がないことなどから、この制度のあり方について検討してきたところであります。現在、北海道における貸付制度が充実しておりまして、これまで北海道の貸付制度の利用者からの不満もなく、保護も含めた貸付制度の相談を受けることが利用者にとって利用しやすい状況となっているものと判断し、町単独の貸付制度である本条例を廃止することとするものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第17号羅臼町母子資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の58ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

59ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、2点の事項となっております。

1点目は、社会保障の安定財源の確保を目的に、税制の抜本的な改革を行うため、平成28年11月28日に公布されました地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）に伴います改定でございます。消費税率の10%への引き上げの実施時期を平成31年10月1日とすることに伴いまして、所要の措置が講じられ、それぞれ関連する項目につきまして条項の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

2点目は、地方税法附則第29条の9により、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は当分の間北海道が行うとされており、環境性能割の減免規定の条例制定には事前に北海道との協議が必要とされておりまして、このたび協議が調いましたことから、減免規定の制定をするものでございます。

改正条例につきましては、議案の59ページから65ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては別冊としてお手元に配付しております参考資料14ページから15ページ、資料7をお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係につきまして御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

今回の条例改正の第1条では、羅臼町町税条例の改正。第2条では、平成28年第2回定例町議会で制定いたしました羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。

1、羅臼町町税条例の改正でございます。改正項目につきましては、個人町民税の住宅

借入金等の特別税額控除でございます。改正内容につきましては、法律改正に合わせました改正でございます。租税特別措置法の居住年が平成31年6月30日から平成33年12月31日までとなりまして、所得税の住宅ローン減税の適用期限が延長され、個人町民税における住宅ローン控除制度も2年半延長するものでございます。

これに基づきまして、附則第7条の3の2の適用年度の平成41年度を平成43年度に、居住年度の平成31年を平成33年に改めるものでございます。

続きまして、2の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の改正でございます。

1点目の改正項目につきましては、軽自動車税の環境性能割の減免でございます。前段申し上げましたとおり、北海道との協議が調いましたことから、減免規定を第81条の8で新設するものでございます。対象となります軽自動車につきましては、公益のため直接専用する車両及び第90条第1項、括弧書きでございますけれども、身体障害者等に対する種別割の減免に該当する車両と定めるものでございます。また、減免の特例といたしまして、附則第15条の3を新設し、賦課徴収の特例により、北海道が環境性能割を賦課徴収する当分の間は、北海道が行います自動車税の環境性能割の減免とする例により行うものとするものでございます。

15ページをお願いいたします。

2番目の改正項目につきましては、施行期日の変更でございます。法律に改正に合わせました改正でございます。法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入変更に伴いまして、施行期日の変更を行うものでございます。

これに基づきまして、平成28年改正附則第1条を改正し、第4項を追加することにより、法人税割の税率引き下げ及び環境性能割導入の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に改めるものでございます。

3番目の改正項目につきましては、町民税に関する経過措置でございます。法律改正に合わせました新設でございます。法人税割の引き下げ時期の変更に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

4番目の改正項目につきましては、軽自動車税に関する経過措置でございます。法律改正に合わせました新設及び改正でございます。軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成31年10月1日に変更になったことに伴いまして、平成28年改正附則第3条の2の軽自動車税グリーン化特例の1年延長にかかわります経過措置を新設するものでございます。また、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴いまして、平成28年改正附則第4条の種別割の適用年度の平成29年度を平成32年度とし、従前の例による年度の平成28年度分を平成31年度分に改めるものでございます。

なお、当町におけます平成29年1月末現在の軽自動車税グリーン化特例の延長に伴います影響につきましては、対象車両が94台、軽減額につきましては30万6,300円でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、次の16ページから37ページまでの資料8、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第18号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の66ページをお願いいたします。

議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

67ページでございます。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

条例改正の内容につきましては、67ページより92ページまでと膨大なため、概要として参考資料にて御説明申し上げますので、御理解を賜りたいと思います。

参考資料の38ページ、資料9をお開き願います。

条例改正の内容でございますが、大きく5点ございまして、記載のとおり、丸にて五つ

に分けております。

最初の丸の1点目です。複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護と名称変更されたことによる改正でございます。訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービスを複合型サービスと呼称してきたが、提供されるサービスの内容がイメージしにくいとの指摘を踏まえ、看護小規模多機能型居宅介護と名称変更されたために、当条例中の名称について改正するものでございます。なお、本改正に伴う関係条例は、記載の第9章、第202条までの条項でございます。

丸の2点目です。小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行による改正でございます。小規模な通所介護事業所、利用定員18人以下については、少数人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が行う地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、地域密着サービスへ移行されることに伴い、当条例においても章の創設のほか、条文の追加、削除、それに付随、関連する条文の改正でございます。1点目同様、本改正に伴う関係条例は、記載の第3章の2、第189条までの条項でございます。

続きまして、3点目です。小規模多機能型居宅介護の登録定員の変更による改正でございます。ニーズに応じてより多くの利用者をカバーするため、小規模多機能居宅介護登録定員の上限を、現行の25人から29人へ、通いの上限が15人から18人に改正されたことに伴い、当条例について改正するものでございます。改正条例につきましては、第85条第1項と第194条第1項でございます。なお、この3点目と、この後御説明いたしますが、5点目が、今回の法改正で羅臼町に係るところでございます。

4点目でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の基準緩和による改正でございます。従業員の人員基準について、午後6時から午前8時までの間、オペレーターとして充てることのできる施設、事業所に、同一敷地内または隣接する施設、事業所が追加されたこと、サービスの質の公表について外部評価で行っていたものを第三者が出席する会議等での報告に変更になったこと、訪問看護サービスの一部について、契約に基づき行わせる事業所に指定訪問看護事業所が追加されたこと、定期巡回サービス随時対応サービス、随時訪問サービスが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に呼称を変更されたことによる当条例について改正するものでございます。改正条例につきましては、第6条第2項、第32条第2項、第91条第2項でございます。

5点目でございます。新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始による改正についてでございます。サービスの種類や内容、人員基準、運営基準、介護報酬などが全国一律となっている予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとして見直されることにより、当条例について改正並びに附則の追加でございます。改正条例につきましては、記載のとおり、第83

条第1項でございまして、附則においては、附則2、附則3をそれぞれ追加するものです。なお、本参考資料の40ページから99ページにおいて新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第20号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の93ページをお願いいたします。

議案第20号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

94ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容でございますが、介護保険法の改正による条文の改正でございます、第44条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改めるものでございます。

附則として、施行期日でございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

なお、参考資料の100ページ、資料11に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第20号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第21号 羅臼町産業振興基本条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第21号羅臼町産業振興基本条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） 議案の95ページをお願いいたします。

議案第21号羅臼町産業振興基本条例制定について。

羅臼町産業振興基本条例を別紙のとおり制定する。

96ページをお願いいたします。

羅臼町産業振興基本条例。

条例制定の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

この条例には、条例制定の趣旨を明確にするため、前文を設けております。

地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、本町においても、基幹産業である水産業の漁業生産と経営が不安定であり、関連産業、規模の縮小や、町内人口減少に大きな影響を及ぼしていることから、産業振興が極めて重大な課題となっております。このことから、自助、共助、公助、協働の役割分担の考えに基づいた協働のまちづくりを基本に、産業振興が羅臼町の発展に大きくかかわるという認識を全町民が共有し、本町の発展と地域経済の活性化に資するため、この条例を制定するものでございます。

第1条は、目的でございます。

この条例は、「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に向けた羅臼町の産業振興について基本となる事項を定め、町、事業者及び経済団体等の役割を明確にするとともに、町民の理解と協力のもと、産業振興に関する施策を総合的に推進し、もって、地域経済の健全な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、定義でございます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものでございます。第1号は町民、第2号は事業者、第3号は経済団体等をそれぞれ定めております。

96ページから97ページにかけまして、第3条は基本方針でございます。

産業の振興により地域経済の活性化を図るための基本方針を定めてございます。

第4条は、事業者及び経済団体等の役割でございます。

第5条は、町民の理解と協力でございます。

第6条は、町の責務でございます。

98ページをお願いいたします。

第7条は、基本的施策でございます。

産業振興を総合的かつ計画的に推進するため、羅臼町総合計画及び羅臼町総合戦略等との整合を図りながら、第3条に掲げる基本方針に基づき、第1号から第9号までの施策を掲げております。

第8条は、審議会の設置でございます。

第9条は、委任でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

なお、本条例制定の経緯及び必要性につきまして、参考資料101ページ、資料12を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第21号羅臼町産業振興基本条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、進行の都合上、昼食のため1時まで休憩します。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第22号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の
変更について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第22号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案の99ページをお願いいたします。

議案第22号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙「羅臼町過疎地域自立促進市町村計画」の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、昨年12月に羅臼町公共施設等総合管理計画を作成させていただきました。この公共施設等総合管理計画を過疎計画に反映させるための変更でございます。

詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、1ページをお開きください。

変更内容は、1ページから2ページ上段までが過疎計画の目次の変更でありまして、目次にそれぞれ、公共施設等総合管理計画との整合を追加しております。

2ページの中段から6ページの上段までは、過疎計画の区分の基本的な事項に、公共施設等総合管理計画の方針などを追加するもので、2ページの右側中段にあります⑥地下資

源の安定的な維持と活用の次に、（５）地域の自立促進の基本方針計画期間と（６）公共施設等総合管理計画との整合を追加します。これは、過疎計画の中で公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら進めていくことを示しております。

３ページの１行目にあります公共施設の基本方針の①施設保有量の最適化から③連携と協働による計画推進を追加しております。これは、羅臼町の公共施設全体の維持管理等を行うための基本的な方針を示した内容であります。

次の、公共建築物の施設類型ごとに基本方針の①町民文化施設から、５ページの⑬その他施設までの追加は、各施設ごとの維持管理する基本方針を示した内容であります。

５ページ中段のインフラ施設の施設類型ごとの基本方針の①道路から、６ページの④温泉施設までの追加は、インフラ施設の維持管理するための方針を示しております。

６ページから１１ページまでは過疎計画の区分ごとの計画であります。それぞれの区分の計画の下段に、（４）公共施設等総合管理計画との整合、本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施するという文言を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第２２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第１２ 議案第２２号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２５号 公有水面埋立ての承認の出願に伴う 意見について

○議長（村山修一君） 日程第１３ 議案第２５号公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） 議案の１０３ページをお願いいたします。

議案第２５号公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見について。

公有水面埋立ての承認の出願について、別紙のとおり北海道知事より照会がありましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

104ページをお願いいたします。別紙でございます。

公有水面埋立ての承認の出願について。

平成28年10月14日付で農林水産省から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

記。

1、埋め立ての位置、目梨郡羅臼町船見町180番及び181番地先の公有水面。

2、埋め立ての面積、99.98平方メートル。

3、埋め立ての用途、漁港施設用地。

場所等につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料102ページ、資料13をお願いいたします。

場所につきましては、第4種羅臼漁港－3.0m岸壁の赤枠で示しております箇所が埋立区域でございます。これまでは、第1防波堤として羅臼漁協の指導船や漁船が防波堤係留しておりますが、経年により老朽化が著しいことから、作業が大変危険であり、また、防舷材等も設置されていないため、船体の損傷が危惧されております。そのため、漁船係留や作業車両の安全性を確保するとともに、作業の効率化を図る目的から、休憩岸壁として改良整備を実施するため埋め立てを行うものでございます。

工事につきましては、平成31年度からを予定しております。

なお、参考資料103ページから104ページに標準断面図を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第25号公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第1号 日口両国における相互信頼関係の構築
等を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第14 発議第1号日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 発議第1号日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年3月16日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員松原臣。賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく小野哲也、同じく坂本志郎。

日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書。

昨年12月15日、16日の日ロ首脳会談で、両首脳は、両国の経済協力や、北方四島での共同経済活動などを進展させることにより、両国の交流を進め、信頼関係を醸成し、平和条約を結ぶための基盤づくりを進めることで一致した。

こうした中、ロシアにおいては、2月上旬に、名称のついていなかった無人島に第二次大戦終戦時に日本の降伏文書に署名した将軍や、旧日本軍との戦いで知られる将軍などの名前をつけるという行動に出たほか、2月22日には、北方領土を含むクリル諸島に新たに師団を配備することを明らかにしている。

こうした行為は、日本とロシア両国の信頼関係を築くことに反するばかりでなく、不信感を増幅させることにつながりかねないものであり、共同経済活動の推進や平和条約締結の方向性に逆行するものである。

よって、国においては、ロシア政府に対し、こうした行為を行わないよう強く抗議するとともに、改めて日ロ両国の相互信頼関係を構築するための協議を行い、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 北方領土内の無人島に、軍人などの名をつけることや、北方領土には、ロシア軍の新たな師団の配備は行わないように求めること。

2 領土返還を求める立場を堅持し、ロシアとの共同経済活動の推進と日ロ両国の交流を深め、信頼関係を醸成するための協議を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月16日。

北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第1号日ロ両国における相互信頼関係の構築等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(村山修一君) 日程第15 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午後 1時14分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(村山修一君) お諮りします。

町長より、議案第26号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第26号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会
計補正予算

○議長(村山修一君) 追加日程第1 議案第26号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案第26号でございます。

平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,733万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入。

18款1項繰越金、1,500万円を追加し6,509万6,000円。補正財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入の合計は、1,500万円を追加し42億6,733万8,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。

7款土木費、1,500万円を追加し1億1,503万5,000円。

2項道路橋りょう費、1,500万円を追加し1億1,345万6,000円。

補正の理由につきましては、除排雪費用に係るものでございまして、当初予算5,000万円に現時点で不足を生じているものでございまして、今後、墓地に通じる町道、あるいは、町道に雪を押ししていることもございまして、これらの排雪に必要な部分、また、今後の除雪に備えるということございまして、1,500万円を追加するものでございます。

なお、別冊で事項別明細書を配付させていただいておりますので、お目通しを願いたいと思います。

これによる歳出合計は、1,500万円を追加しまして42億6,733万8,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第26号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりまして熱心に審議をいただきましてありがとうございました。

午後 1時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員